

千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会に加入している場合は、本通知で依頼している契約手続きは必要ありません。

児 第 1 0 2 3 号

令和 2 年 9 月 1 6 日

各医療機関の長 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

ひとり親家庭等医療費等助成事業の現物給付の実施及び契約の締結について (通知)

本県の保健福祉医療の向上については、日頃御協力いただき厚くお礼申し上げます。

本県では、ひとり親家庭等医療費等助成事業において、別紙「医療機関用お知らせ」のとおり、令和 2 年 1 1 月以降の受診分から現物給付を実施することとし、準備を進めているところです。

現物給付の実施にあたっては、新たに「85」の公費番号を設けます。そのため、各医療機関におかれましては、レセプトコンピュータシステム等の変更について、システム業者に御確認の上、システムの更新やアップデートが必要な場合は、令和 2 年 1 0 月末までに対応していただくなど、ひとり親家庭等医療費の円滑な事務処理がなされるよう特段の御配慮をお願いいたします。

また、本事業の実施にあたっては、契約を締結した医療機関での診療費に限り現物給付の取扱いを行うこととなりますので、利用者の利便性の向上を図るため、貴院 (診療所・薬局) との契約の締結をお願いいたします。

つきましては、契約書を送付しますので、御契約いただける場合は、下記のとおり契約書を返送していただけるようお願いいたします。

なお、千葉県ホームページ及びちば医療ナビ (千葉県医療情報提供システム) に、本制度の概要等を掲載しておりますので、参考としてください。

記

- 1 送付書類 契約書 2 部
- 2 提出 (送付) 先
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
千葉県健康福祉部児童家庭課ひとり親家庭班
- 3 提出期限 令和 2 年 1 0 月 1 6 日 (金)
- 4 提出部数 2 部 (手続き終了後、1 部を返送いたします。)

5 注意事項

- (1) ひとり親家庭等医療費等助成事業の対象者は、県内市町村に居住するひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童、父母のいない児童を監護する養育者です。
- ア 所得制限、生活保護法に基づく保護や施設への措置入所者等、その方の状況に応じて受給資格者とならない場合があります。
- イ 受給者の負担額は、受給者の状況や市町村によって異なりますので、必ず受給券に記載の負担額を御確認ください。
- (2) 千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会に加入している医療機関においては、一括してそれぞれの会長と千葉県知事が契約するので、本通知に基づく契約を締結していただく必要はありません。お手数ですが、同封の契約書は破棄していただけるようお願いいたします。
- (3) 契約書は、別添の記載例を参考に必要項目を記入してください。

【千葉県ホームページURL】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/hitorioyairyouhijosei.html>

【ちば医療なび（千葉県医療情報提供システム）URL】

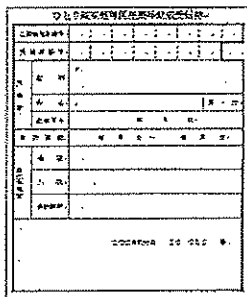
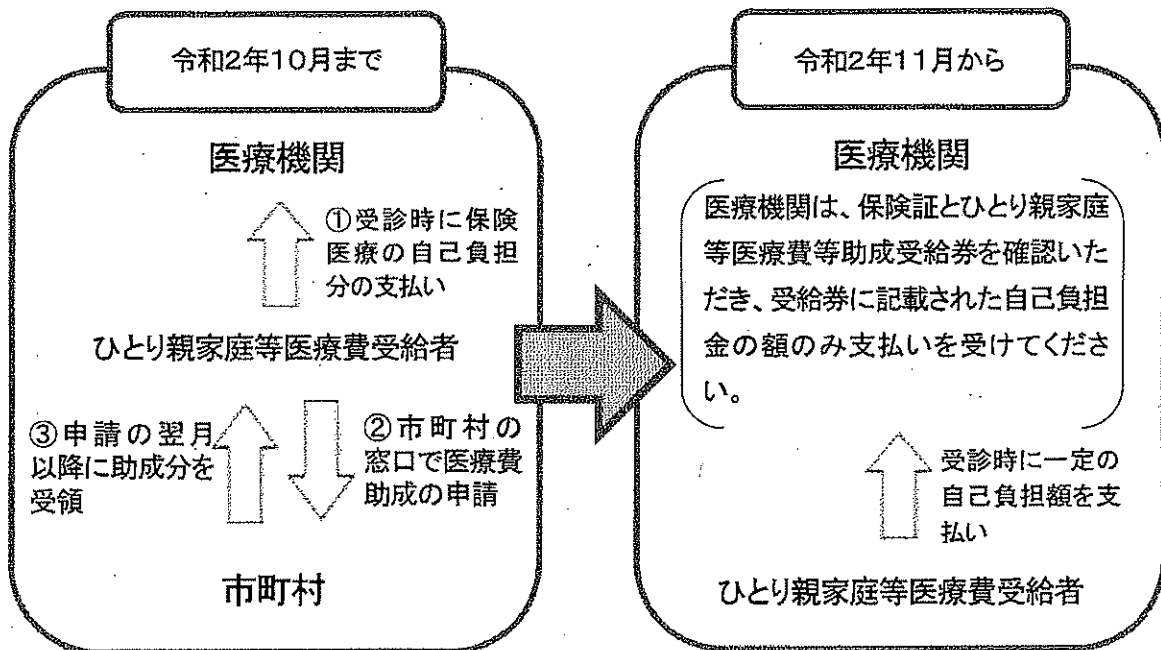
<http://www.iryu.pref.chiba.lg.jp/>

問い合わせ先
千葉県健康福祉部児童家庭課
ひとり親家庭班 山口・工藤
電話：043-223-2320
katei2@mz.pref.chiba.lg.jp

令和2年11月受診分から(※1) ひとり親家庭等の医療費の 助成制度が変わります

令和2年11月から県内に居住されているひとり親家庭等の医療費助成は、順次、従来の償還払い方式から現物給付方式へ制度変更されます。

医療機関窓口では、受給券に記載された自己負担金の額(※2)の支払いを受けてください。



受給券は、受給者が居住する市町村から交付されますが、市町村によって発行時期は異なります。

※1 実施時期や助成内容は、市町村によって異なります。
※2 自己負担額は、受給者や市町村によって異なります。